

越谷市立図書館団体貸出運営基準

令和4年2月1日

館長決裁

越谷市立図書館団体貸出運営基準の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この運営基準は、越谷市立図書館が行う団体貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 団体貸出しの対象となる者は、市内の機関、学校、団体等（以下「団体」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、団体が営利を目的として資料を利用する場合は、団体貸出しの対象としない。

(登録)

第3条 図書館資料（以下「資料」という。）の貸出しを希望する団体は、団体登録等申請書（別記様式）により、図書館長（以下「館長」という。）に申請し、団体登録を受けなければならない。

2 登録の有効期間は1年とする。ただし、公共の施設・学校、その他市の機関はこの限りでない。

3 登録事項に変更があったとき又は登録を廃止するときは、団体登録等申請書を館長に提出しなければならない。

(貸出し及び予約)

第4条 資料の貸出冊数、貸出期間及び予約冊数は、次のとおりとする。

ただし、複本の準備及び調べ学習等の依頼は、予約冊数に含めない。

団体の種別	貸出冊数	貸出期限	予約冊数
学童保育室	300冊以内	1か月以内	
市立小・中学校	200冊以内	1か月以内	20冊以内

その他の団体	100冊以内	1か月以内	20冊以内
--------	--------	-------	-------

(貸出し等の制限)

第5条 次に掲げる資料は、団体への貸出しは行わない。

- (1) 視聴覚資料（越谷市視聴覚ライブラリー所蔵資料を除く。）
- (2) その他館長が不相当と認める資料

2 次に掲げる事項は、団体においては受け付けないものとする。

- (1) 所蔵をしていない資料のリクエスト（館長が特に認めた場合を除く。）
- (2) 図書館ホームページ又は館内OPACの利用者のページからの貸出期間の延長

3 館長は、図書館の運営上必要があるときは、貸出しの停止若しくは制限又は予約の停止若しくは制限をすることができる。

(損害賠償)

第6条 団体貸出しを利用する団体は、資料を紛失、汚損又は破損した場合は、越谷市立図書館運営規則（平成2年3月31日教委規則第1号）第6条の規定により、損害を賠償しなければならない。

(その他)

第7条 この運営基準に定めるもののほか、団体貸出しに関して必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

団体登録等申請書

年 月 日

越谷市立図書館長宛

団体の住所	
団体名	
代表者氏名	
団体の電話番号	
申請内容	新規・変更・更新・廃止

越谷市立図書館団体貸出運営基準を厳守することを誓約し、次のとおり申し込みます。

団体の設立趣旨	(新規の場合はご記入ください)	団体の構成人数
図書館資料 利用目的	(簡潔にご記入ください)	人

図書館資料の保管場所が上記と異なる場合は、ご記入ください。

保管場所の住所	
保管場所の名称	

注1 設立趣旨、利用目的は簡潔に記入してください。

また、新規登録の場合、団体の規約・会則、学校長等が団体の活動を認める旨の文書等があれば添付してください。

2 登録内容の変更の場合は変更項目のみ記入してください。

3 登録廃止の場合は、「団体登録等申請書」の申請内容の廃止に○を記入し、提出してください。

<担当使用欄>

	新規	変更	更新	廃止
	受付日	年 月 日		
年度	No.			

団体の種類	<input type="checkbox"/> 学童保育室	<input type="checkbox"/> 地域家庭文庫
	<input type="checkbox"/> 市立小・中学校	<input type="checkbox"/> 読書会
	<input type="checkbox"/> 保育所	<input type="checkbox"/> 読み聞かせボランティア
	<input type="checkbox"/> 公立高校	<input type="checkbox"/> 私立保育園・幼稚園・学校
	<input type="checkbox"/> 公立特別支援学級	<input type="checkbox"/> 高齢障害施設・団体（民間）
	<input type="checkbox"/> その他公共機関	<input type="checkbox"/> その他団体